



岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年4月1日

岡山市町村総合事務組合管理者 山崎 親男



岡山市町村総合事務組合条例第3号

岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を改正する条例

岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例（平成17年岡山市町村総合事務組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第34条第1項中「における」を「（第44条第5項及び第6項並びに第51条第6項及び第7項において単に「事故発生日」という。）における」に改め、同項の表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「6,198円」を「6,245円」に、「7,955円」を「8,003円」に、「9,580円」を「9,608円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「5,225円」を「5,263円」に、「6,203円」を「6,240円」に、「6,880円」を「6,900円」に改める。

第44条第5項第2号中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改め、同条第6項中「10年」を「1年」に、「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に、「の前項」を「の前項」に改める。

第46条の表常時介護を要する状態の項中「165,150円」を「166,950円」に、「70,790円」を「72,990円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「82,580円」を「83,480円」に、「35,400円」を「36,500円」に改める。

第51条第4項中「前項ただし書」を「第1項ただし書」に改め、同条第6項第2号中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改め、同条第7項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に、「同項に規定する経験年数」を「前項に規定する経過年数」に改める。

第120条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同号の表団長及び副団長の項中「12,400円」を「12,440円」に、「13,300円」を「13,320円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,600円」を「10,670円」に、「11,500円」を「11,550円」に、「12,400円」を「12,440円」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「8,800円」を「8,900円」に、「9,700円」を「9,790円」に、「10,600円」を「10,670円」に改め、同項第2号中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改め、同項第4号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

第128条第5項第2号及び第6項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

第129条第2項第1号中「165,150円」を「166,950円」に改め、同項第2号中「70,790円」を「72,990円」に改め、同項第3号中「82,580円」を「83,480円」に改め、同項第4号中「35,400円」を「36,500円」に改める。

第135条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例（以下「新条例」という。）
第34条第1項の表の規定は、平成31年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。
- 3 新条例第46条及び第129条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償の額については、なお従前の例による。
- 4 新条例第120条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例第120条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第119条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の新旧対照表

新		旧																									
(学校医等の補償基礎額の特例)		(学校医等の補償基礎額の特例)																									
<p>第 34 条 当該組合市町村の設置する学校（学校教育法第 1 条に規定する学校をいう。）の非常勤の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師（以下この章において「学校医等」という。）についての補償基礎額は，前条第 3 号の規定にかかわらず，死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日（<u>第 44 条第 5 項及び第 6 項並びに第 51 条第 6 項及び第 7 項において単に「事故発生日」という。</u>）における次の表の上欄に掲げる当該学校医等のそれぞれ医師，歯科医師又は薬剤師としての経験年数に応じて，同表に掲げる額とする。</p>		<p>第 34 条 当該組合市町村の設置する学校（学校教育法第 1 条に規定する学校をいう。）の非常勤の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師（以下この章において「学校医等」という。）についての補償基礎額は，前条第 3 号の規定にかかわらず，死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日</p>																									
<table border="1"> <tr> <td>医師，歯科医又は薬剤師としての経験年数</td> <td>5 年未満</td> <td>5 年以上 10 年未満</td> </tr> <tr> <td>学校医及び学校歯科医の補償基礎額</td> <td>6,245 円</td> <td>8,003 円</td> </tr> <tr> <td>学校薬剤師の補償基礎額</td> <td>5,263 円</td> <td>6,240 円</td> </tr> </table>		医師，歯科医又は薬剤師としての経験年数	5 年未満	5 年以上 10 年未満	学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,245 円	8,003 円	学校薬剤師の補償基礎額	5,263 円	6,240 円	<table border="1"> <tr> <td>医師，歯科医又は薬剤師としての経験年数</td> <td>5 年未満</td> <td>5 年以上 10 年未満</td> </tr> <tr> <td>学校医及び学校歯科医の補償基礎額</td> <td>6,198 円</td> <td>7,955 円</td> </tr> <tr> <td>学校薬剤師の補償基礎額</td> <td>5,225 円</td> <td>6,203 円</td> </tr> </table>		医師，歯科医又は薬剤師としての経験年数	5 年未満	5 年以上 10 年未満	学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,198 円	7,955 円	学校薬剤師の補償基礎額	5,225 円	6,203 円						
医師，歯科医又は薬剤師としての経験年数	5 年未満	5 年以上 10 年未満																									
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,245 円	8,003 円																									
学校薬剤師の補償基礎額	5,263 円	6,240 円																									
医師，歯科医又は薬剤師としての経験年数	5 年未満	5 年以上 10 年未満																									
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,198 円	7,955 円																									
学校薬剤師の補償基礎額	5,225 円	6,203 円																									
<table border="1"> <tr> <td>10 年以上 15 年未満</td> <td>15 年以上 20 年未満</td> <td>20 年以上 25 年未満</td> <td>25 年以上</td> </tr> <tr> <td>9,608 円</td> <td>10,810 円</td> <td>11,645 円</td> <td>12,388 円</td> </tr> <tr> <td>6,900 円</td> <td>8,028 円</td> <td>8,908 円</td> <td>9,370 円</td> </tr> </table>		10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上	9,608 円	10,810 円	11,645 円	12,388 円	6,900 円	8,028 円	8,908 円	9,370 円	<table border="1"> <tr> <td>10 年以上 15 年未満</td> <td>15 年以上 20 年未満</td> <td>20 年以上 25 年未満</td> <td>25 年以上</td> </tr> <tr> <td>9,580 円</td> <td>10,810 円</td> <td>11,645 円</td> <td>12,388 円</td> </tr> <tr> <td>6,880 円</td> <td>8,028 円</td> <td>8,908 円</td> <td>9,370 円</td> </tr> </table>		10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上	9,580 円	10,810 円	11,645 円	12,388 円	6,880 円	8,028 円	8,908 円	9,370 円
10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上																								
9,608 円	10,810 円	11,645 円	12,388 円																								
6,900 円	8,028 円	8,908 円	9,370 円																								
10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上																								
9,580 円	10,810 円	11,645 円	12,388 円																								
6,880 円	8,028 円	8,908 円	9,370 円																								
2～5 略		2～5 略																									
(障害補償年金前払一時金)		(障害補償年金前払一時金)																									
<p>第 44 条 障害補償年金を受ける権利を有する者が障害補償年金の最初の支払に先立って申し出たときは，補償として，障害補償年金前払一時金を支給する。ただし，既に障害補償年金の支払があった場合であっても，管理者が行う当該障害補償年金の支給の決定に関する通知があった日の翌日から起算して 1 年を経過するまでの間は，当該申出をすることができる。</p>		<p>第 44 条 障害補償年金を受ける権利を有する者が障害補償年金の最初の支払に先立って申し出たときは，補償として，障害補償年金前払一時金を支給する。ただし，既に障害補償年金の支払があった場合であっても，管理者が行う当該障害補償年金の支給の決定に関する通知があった日の翌日から起算して 1 年を経過するまでの間は，当該申出をすることができる。</p>																									
2～4 略		2～4 略																									
5 障害補償年金は，第 1 項本文の規定による申出		5 障害補償年金は，第 1 項本文の規定による申出																									

が行われた場合にあつては、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日）の属する月の翌月から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

(1) 略

(2) 前号の支払期日から1年経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定より各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

7 略

(介護補償)

第46条 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であつて介護を要する状態の区分に応じ、次の表に掲げる障害の程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に同表に掲げる介護を受けた日の区分ごとに同表

が行われた場合にあつては、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日）の属する月の翌月から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

(1) 略

(2) 前号の支払期日から1年経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、100分の5に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定より各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して10年を超える場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

7 略

(介護補償)

第46条 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であつて介護を要する状態の区分に応じ、次の表に掲げる障害の程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に同表に掲げる介護を受けた日の区分ごとに同表

に定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1)～(3) 略

介護を要する状態の区分	障 害	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	1 神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が常に介護を要するもの 2 胸腹部臓器の機能の著しい障害であって、その程度が常に介護を要するもの 3 前2号に掲げるもののほか、第41条の表に定める第1級に該当する障害であつて前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は第42条の表に定める第1級に該当する障害であつて前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。) 2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であつては、当該介護に要する費用として支出された額が72,990円以下であるときに限る。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が166,950円を超えるときは166,950円) 月額72,990円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	1 神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が随時介護を要するもの 2 胸腹部臓器の機能の著しい障害であつて、その程度が随時介護を要するもの 3 第41条の表に定める第1級に該当する障害であつて前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は第42条の表に定める第1級に該当する障害であつて前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。) 2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であつては、当該介護に要する費用として支給された額が86,500円以下であるときに限る。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が83,480円を超えるときは83,480円) 月額86,500円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)

(遺族補償年金前払一時金)

第51条 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が遺族補償年金の最初の支払に先立って申し出た時は、補償として遺族補償年金前払一時金を支給する。ただし、既に遺族補償年金の支払があつた場合であっても、管理者が行う当該遺族補償年金の支給の決定に関する通知があつた日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、当該申出をすることができる。

2・3 略

4 遺族補償年金前払一時金の額は、補償基礎額の

に定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1)～(3) 略

介護を要する状態の区分	障 害	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	1 神経系統の機能又は精神の著しい障害であつて、その程度が常に介護を要するもの 2 胸腹部臓器の機能の著しい障害であつて、その程度が常に介護を要するもの 3 前2号に掲げるもののほか、第41条の表に定める第1級に該当する障害であつて前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は第42条の表に定める第1級に該当する障害であつて前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。) 2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であつては、当該介護に要する費用として支出された額が70,790円以下であるときに限る。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が165,150円を超えるときは165,150円) 月額70,790円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	1 神経系統の機能又は精神の著しい障害であつて、その程度が随時介護を要するもの 2 胸腹部臓器の機能の著しい障害であつて、その程度が随時介護を要するもの 3 第41条の表に定める第1級に該当する障害であつて前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は第42条の表に定める第1級に該当する障害であつて前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。) 2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であつては、当該介護に要する費用として支給された額が82,580円以下であるときに限る。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が82,580円を超えるときは82,580円) 月額82,580円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)

(遺族補償年金前払一時金)

第51条 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が遺族補償年金の最初の支払に先立って申し出た時は、補償として遺族補償年金前払一時金を支給する。ただし、既に遺族補償年金の支払があつた場合であっても、管理者が行う当該遺族補償年金の支給の決定に関する通知があつた日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、当該申出をすることができる。

2・3 略

4 遺族補償年金前払一時金の額は、補償基礎額の

1000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうち、当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金を受ける権利を有する遺族（前項の規定により代表者が選任された場合には、当該代表者。以下この項について同じ。）が選択した額とする。ただし、第1項ただし書の規定による申出が行われた場合には、補償基礎額の800倍、600倍、400倍、又は200倍に相当する額のうち、補償基礎額の1000倍に相当する額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該遺族補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で当該遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。

5 略

6 遺族補償年金は、第1項本文の規定による申出が行われた場合にあつては、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日）の属する月（第50条第1項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が第1項本文の規定による申出を行った場合にあつては、60歳（以下この項「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月から、次に掲げる額の合計額（特例遺族補償年金受給権者が第1項本文の規定による申出を行った場合にあつては、支給停止解除年齢に達する月までの間に係る額を除く。）が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

(1) 略

(2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

7 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が同項に規定する支払期月から起算して1

1000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうち、当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金を受ける権利を有する遺族（前項の規定により代表者が選任された場合には、当該代表者。以下この項について同じ。）が選択した額とする。ただし、前項ただし書の規定による申出が行われた場合には、補償基礎額の800倍、600倍、400倍、又は200倍に相当する額のうち、補償基礎額の1000倍に相当する額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該遺族補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で当該遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。

5 略

6 遺族補償年金は、第1項本文の規定による申出が行われた場合にあつては、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日）の属する月（第50条第1項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が第1項本文の規定による申出を行った場合にあつては、60歳（以下この項「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月から、次に掲げる額の合計額（特例遺族補償年金受給権者が第1項本文の規定による申出を行った場合にあつては、支給停止解除年齢に達する月までの間に係る額を除く。）が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

(1) 略

(2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100分の5に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

7 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が同項に規定する支払期月から起算して1

年以内の場合にあっては、当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあっては、当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

8～10 略

（補償基礎額）

第120条 略

2 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日（以下「事故発生日」という。）において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて次の表に定める額とする。

階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団 長	円 <u>12,440</u>	円 <u>13,320</u>	円 14,200
分団長及び副 分団長	<u>10,670</u>	<u>11,550</u>	<u>12,440</u>
部長、班長及 び団員	<u>8,900</u>	<u>9,790</u>	<u>10,670</u>

(2) 事故発生日

年以内の場合にあっては、当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあっては、当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5

に当該終了する月の同項に規定する経験年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

8～10 略

（補償基礎額）

第120条 略

2 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日に _____ おいて当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて次の表に定める額とする。

階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団 長	円 <u>12,400</u>	円 <u>13,300</u>	円 14,200
分団長及び副 分団長	<u>10,600</u>	<u>11,500</u>	<u>12,400</u>
部長、班長及 び団員	<u>8,800</u>	<u>9,700</u>	<u>10,600</u>

(2) 死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発

に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。

(3) 略

(4) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、8,900円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日

において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) 略

4 略

(障害補償年金前払一時金)

第128条 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が申し出たときは、組合は、損害補償と

生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。

(3) 略

(4) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) 略

4 略

(障害補償年金前払一時金)

第128条 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が申し出たときは、組合は、損害補償と

して、障害補償年金前払一時金を支給する。

2～4 略

5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) 略

(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

(介護補償)

第129条 略

2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 介護補償に係る障害（障害の状態に変更があ

して、障害補償年金前払一時金を支給する。

2～4 略

5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) 略

(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、100分の5に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

(介護補償)

第129条 略

2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 介護補償に係る障害（障害の状態に変更があ

った場合には、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。)が前項の表常時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合(次号において「常時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。)その月における介護に要する費用として支出された額(その額が166,950円を超えるときは、166,950円)

(2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が 72,990円以下である場合に限る。) 72,990円

(3) 介護補償に係る障害が前項の表随時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。)その月における介護に要する費用として支出された額(その額が 83,480円を超えるときは、83,480円)

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が 36,500円以下である場合に限る。) 36,500円

(遺族補償年金前払一時金)

第135条 当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が申し出たときは、組合は、損害補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

2～6 略

7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた

った場合には、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。)が前項の表常時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合(次号において「常時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。)その月における介護に要する費用として支出された額(その額が165,150円を超えるときは、165,150円)

(2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が 70,790円以下である場合に限る。) 70,790円

(3) 介護補償に係る障害が前項の表随時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。)その月における介護に要する費用として支出された額(その額が 82,580円を超えるときは、82,580円)

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が 35,400円以下である場合に限る。) 35,400円

(遺族補償年金前払一時金)

第135条 当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が申し出たときは、組合は、損害補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

2～6 略

7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた

日の属する月（次条第 1 項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなつたもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が第 1 項の申出を行った場合にあつては、その者が 60 歳に達する月）の翌月（第 1 項の申出が第 2 項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) 略

(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から 1 年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に 1 年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に 1 を加えた数で除して得た額

8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して 1 年以内の場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して 1 年を超える場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に 1 を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

9 略

日の属する月（次条第 1 項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなつたもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が第 1 項の申出を行った場合にあつては、その者が 60 歳に達する月）の翌月（第 1 項の申出が第 2 項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) 略

(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から 1 年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100 分の 5に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に 1 年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に 1 を加えた数で除して得た額

8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して 1 年以内の場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して 1 年を超える場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100 分の 5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に 1 を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

9 略



岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を改正する
 条例（令和2年岡山県市町村総合事務組合条例第3号）【概要】

1 改正の理由

非常勤の職員等の災害補償制度に係る公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和2年政令第129号）及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和2年政令第69号）が，令和2年4月1日に施行されたこと並びに非常勤の職員等及び非常勤消防団員等に係る介護補償の額について，地方公務員災害補償法第30条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件（平成8年自治省告示第95号）及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件（平成18年総務省告示第503号）の一部改正に伴い，所要の改正を行ったものである。

また，民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）により法定利率が改定されることに伴い，障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率について改正を行った。

2 改正の内容

(1) 公立学校の学校医等の補償基礎額について（条例第34条第1項関係）

組合市町村の設置する学校（学校教育法第1条に規定する学校をいう。）の非常勤の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の補償基礎額を次のとおり改定した。

区分		経験年数					
		5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及び 学校歯科医	改正後	6,245円	8,003円	9,608円	10,810円	11,645円	12,388円
	改正前	6,198円	7,955円	9,580円	10,810円	11,645円	12,388円
学校薬剤師	改正後	5,263円	6,240円	6,900円	8,028円	8,908円	9,370円
	改正前	5,225円	6,203円	6,880円	8,028円	8,908円	9,370円

(2) 非常勤消防団員及び消防作業従事者等の補償基礎額について

① 非常勤消防団員の補償基礎額について（条例第120条第2項第1号関係）

非常勤消防団員に係る補償基礎額について次のとおり改定した。 ※()内は現行

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,440円(12,400円)	13,320円(13,300円)	14,200円(14,200円)
分団長及び副分団長	10,670円(10,600円)	11,550円(11,500円)	12,440円(12,400円)
部長、班長及び団員	8,900円(8,800円)	9,790円(9,700円)	10,670円(10,600円)

② 消防作業従事者等の補償基礎額について（条例第 120 条第 2 項第 4 号関係）
消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額の最低額を 8,900 円に改定した。

(3) 介護補償の額について（条例第 46 条及び第 129 条第 2 項関係）
非常勤職員及び非常勤消防団員等の公務災害補償に係る介護補償の額についてを次のとおり改定した。

対象		改正前	改正後
常時介護を要する者	最高限度額	165,150 円	166,950 円
	最低保障額	70,790 円	72,990 円
随時介護を要する者	最高限度額	82,580 円	83,480 円
	最低保障額	35,400 円	36,500 円

(4) 法定利率について

（非常勤関係：条例第44条第5項第2号及び第6項並びに第51条第6項第2号及び第7項
消防関係：条例第128条第5項第2号及び第6項並びに第135条第7項第2号及び第8項）
障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を「100分の5」から「事故発生日における法定利率」に改めた。

3 施行日 令和 2 年 4 月 1 日